

事務連絡  
令和6年12月20日

各都道府県消防防災主管部（局）長 殿

消防庁救急企画室長

「マイナ保険証を活用した救急業務の円滑化」を図るための  
救急隊専用システムの実証事業に係る留意事項について

平素より救急行政の推進につきまして、格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「「マイナ保険証を活用した救急業務の円滑化」を図るための救急隊専用システムの実証事業へ参加する救急隊数の調査（照会）」（12月10日付け消防救第449号）において、本事業の実施は令和6年度補正予算の成立が前提とお伝えしていたところですが、12月17日に令和6年度補正予算が成立しましたので、ご連絡いたします。

また、本事業では原則として傷病者本人の同意を必要とすることから、事前に地域住民へ積極的な広報を行い、実証事業に対する理解を求めるとともに、マイナンバーカードの取得・保険証利用登録・携行を呼びかけることが重要です。マイナ保険証の利用の支援に関する必要な経費については、マイナ救急\*に関する広報を含め、マイナンバーカード交付事務費補助金の対象となる（別添1参照）ことも踏まえ、積極的な広報の実施をお願いいたします。

※マイナ救急とは、救急隊員が傷病者のマイナ保険証を活用し、病院選定等に資する情報を把握することにより、救急業務の円滑化を図る取組みです。

貴職においては、管内市町村（消防の事務を処理する組合を含む。）に対して、この旨を周知されますようお願いいたします。

なお、本事務連絡の内容は、総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室とも協議済みであり、都道府県社会保障・税番号制度担当部局宛て事務連絡（別添2参照）が発出されています。

【問合せ先】 消防庁救急企画室  
金子補佐、日高係長、田中事務官、栗原事務官  
電話：03-5253-7529（直通）  
E-mail：kyukyuanzen@soumu.go.jp

地方自治体の現場では、マイナ保険証の利用登録支援に限らず、その利用に関する問合せや広報等の事務が発生していること、健康保険証の新規発行停止に伴う国民の不安に丁寧に対応する重要性に鑑み、事務費補助金において、マイナ保険証利用の支援に関する経費を広く補助の対象とする。

あわせて、令和6年度末までとしていた時限措置も撤廃。（令和6年9月30日改訂）今回改訂した箇所は赤字下線。

- マイナンバーカードの健康保険証としての利用及び公金受取口座の登録の支援に関する経費  
報酬、給料、共済費、職員手当等、職員旅費、需用費、役務費、使用料、賃借料、委託料  
※従来、令和6年度末までとしていた期限については、削除。

## 【想定される事務の例】

- マイナ保険証の利用に関する問合せへの対応

- ・コールセンターへの委託
- ・問合わせ対応のための会計年度任用職員の配置

これまで想定していたカードの取得初期段階の問い合わせ以外に、すでにカードが普及し、12月2日のマイナ保険証への移行や、利用段階における問い合わせ対応が増えていることから対象経費として拡充するもの。

- マイナ保険証の利用等における広報 ⇒ **詳細は次ページ**

- ・マイナ保険証のメリット・利用促進や資格確認書等の周知を図る広報媒体（広報誌等）の作成・配布

**※マイナ救急を含むマイナ保険証の利用等に関する周知・広報も含む**

- ・都道府県及び市区町村主催のイベント等（マイナ保険証体験会）の実施



事務連絡  
令和6年12月20日

各都道府県社会保障・税番号制度担当部局  
各指定都市社会保障・税番号制度担当部局 御中

総務省自治行政局住民制度課  
マイナンバー制度支援室

### マイナンバーカードの健康保険証としての利用に関する支援について

平素よりマイナンバーカードの普及の促進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

マイナンバーカードの健康保険証としての利用（以下「マイナ保険証」という。）に関する支援については、別紙のとおり、マイナンバーカード交付事務費補助金交付要綱を改正するとともに、マイナ保険証の制度及び利用等に関して、広報誌等での丁寧な広報の実施について依頼をしてきたところです。

今般、消防庁救急企画室長より各都道府県消防防災主管部局長宛に、令和6年12月20日付事務連絡「「マイナ保険証を活用した救急業務の円滑化」を図るための救急隊専用システムの実証事業に係る留意事項について」（別添）が発出されておりますので、消防本部におけるマイナ保険証の利用の支援に関する取組として、ご承知おきください。

各市区町村社会保障・税番号制度担当部局におかれては、引き続きマイナ保険証に関する利用支援に取り組んでいただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、指定都市を除く管内市区町村への周知についてご対応をお願い申し上げます。

総務省自治行政局住民制度課  
マイナンバー制度支援室  
担当：岡田、渡辺、長谷川  
電話：03-5253-5366（直通）  
メール：juki@soumu.go.jp